

確認書

半田市立半田病院と知多薬剤師会は、知多薬剤師会会員保険薬局における半田市立半田病院院外処方せんに係る薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記のとおり確認した。なお、会員保険薬局は、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方除く）（別紙 1）
- 2) 剤形の変更（別紙 1）
- 3) 別規格製剤がある場合の調製規格の変更（別紙 1）
- 4) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する保険請求を伴わない半割、粉碎、混合等の調製
- 5) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する保険請求を伴わない一包化調製
- 6) 貼付剤や軟膏類の包装、規格の変更（別紙 2）
- 7) 残薬の調整での処方日数の短縮（別紙 3）

2 確認内容の変更について

確認内容の変更については、半田市立半田病院と知多薬剤師会が必要に応じて協議する。

以上

平成 26 年 8 月 日

住 所 半田市東洋町 2 丁目 2 9
名 称 半田市立半田病院
代表者氏名 病院長 石田 義博 印

住 所
名 称 知多薬剤師会
代表者 会長 榊原 瑞輝 印

処方医へ事前確認なしで変更調剤できるケース(別紙1)

	薬剤科	同剤形・同規格の変更	類似グループ内での変更(内服薬)	含有規格の変更
		(例) 錠剤 10mg × 1 → 錠剤 10mg × 1	(例) 錠剤 10mg × 1 → カプセル剤 10mg × 1	(例) 錠剤 10mg 0.5 錠 → 錠剤 5mg 1 錠
先発品 → 先発品	上がる	× → ○	× → ○	× → ○
	同じ・下がる	× → ○	× → ○	× → ○
先発品 → 後発品	上がる	—	× → ○	× → ○
	同じ・下がる	○	○	○
後発品 → 後発品	上がる	○	× → ○	× → ○
	同じ・下がる	○	○	○
一般名処方 → 後発品	上がる (先発品を調剤したときの薬剤科との比較)	—	× → ○	× → ○
	同じ・下がる (先発品を調剤したときの薬剤科との比較)	○	○	○
一般名処方 → 先発品 (先発品を調剤したときの薬剤科との比較)	同じ・下がる	—	○	○
後発品 → 先発品	上がる	×	×	×
	同じ・下がる	×	×	×

貼付薬、軟膏類の規格変更に関する取り決め事項（別紙２）

１）貼付薬の包装単位の変更

例）○○テープ ７枚 ６包 → ○○テープ ６枚 ７袋

２）軟膏類の包装単位の変更

例）○○クリーム ５g ４本 → ○○クリーム １０g ２本

上記は合意書に該当するケースとして、疑義照会不要とする。当院への報告は不要です。
ただし、処方量を変更して欲しいといった疑義照会は一切受け付けません。
また、軟膏類の濃度の変更も認めません。

例）○○テープ ７枚 ５包 → 「○○テープ ６枚 ７袋にしてほしい」 例）○○クリーム ５g ５本 → 「○○クリーム １０g ３本にして欲しい」 例）アセチロールクリーム １０% → 「ケラチナミンクリーム ２０%にして欲しい」
--

処方日数の短縮、処方取り消しに関する取り決め事項（別紙３）

- １）定期的に使用している薬が余っているから、投与日数又は外用薬の処方量を減らして欲しいと患者から申し出があったため、投与日数や処方量を減らす。
- ２）定期的に使用している薬が余っているから、いらないと患者から申し出があったため、処方を取り消す。

上記は合意書に該当するケースとして、疑義照会不要とします。
ただし、あくまでも、継続的に使用している薬品ということであり、新規処方や服薬拒否などの場合は該当しません。また、当院への報告は必要です。変更理由をカルテに記載する必要があるので、理由も記載してFAXをしてください。理由が明確にならない場合は、問い合わせをさせていただきます。